

自動車整備士養成施設（令和５年３月末現在）

(1) 一種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験

を有しない者を対象とする養成施設） 228施設

学校教育法に基づく施設				職業能力開発促進法に基づく施設		
大学別科	高等学校	専修学校	各種学校等	職業能力開発 短期大学校	職業能力開発 促進センター	その他の職業 能力開発校
5	62	81	1	0	0	79

(2) 二種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験

を有する者を対象とする養成施設） 53施設